分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会 中間報告書(ダイジェスト版)

令和6年(2024)11月

分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会

Hyogo Prefecture

「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」委員・スケジュール

(1)委員

氏	名	役 職	備考
小	洋一	神戸大学名誉教授	森林審議会
立 /辛			森林科学
大橋	瑞二江	兵庫県立大学環境人間学部教授	森林審議会
			森林生態学
L P	安重郎	兵庫県林業協会会長	森林審議会
上 力	女里的		大規模森林所有者
長谷川	尚史	京都大学フィールド科学教育研究 センター准教授	あり方検討委員会
	17日 义		森林利用学
寺 元	<i>д</i>	宍粟市産業部次長兼森林環境課長	人工林面積県内最大の林業振興施策先進市
	八 丈		長年林政に携わり現場や施策に精通

<u>(2)スケジュール</u>

日程	検討		
(第1回) 7月 2日	論点①「公益的機能を維持するための森林整備手法」及び論点②「新たな管理主体 への円滑な方法」の現状と課題の説明		
(第2回) 8月16日	論点①、論点②の具体的対応(案)の明示		
(第3回) 9月11日	中間とりまとめ(案) 提示		
(第4回) 12月26日	最終報告書(案)提示		

「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」中間報告書の構成

I 現況と推進方針

- 1. 森林の現況(面積、林齢構成、流域ごとの特色)
- 2. 推進方針「ひょうご農林水産ビジョン2030」

Ⅱ 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

- 1. 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた方向性
- 2.【論点1】公益的機能を維持するための森林整備手法
- 3. 【論点2】新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

皿 新たな森林管理スキームへの移行

- 1. 基本的な考え方
- 2. 「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」でのご意見
- 3. 【支援施策①】公益的機能を維持するための森林整備手法
- 4. 【支援施策②】新たな管理主体への円滑な移行
- 5. その他取り組むべき課題

<参考>県政改革調査特別委員会(8/1)質疑概要

I 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

Ⅱ-1「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた方向性

<森林区分に応じた森林管理の基本方針(案)>

伐採林 3,000ha (3,200ha)

- ・簿価回収できず、伐採収益あり
- ・人工林資源の循環利用を基本



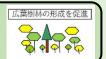
保育林 12,000ha (13,800ha)

- ・簿価回収できず、伐採収益なし
- ・強度の切捨間伐→豊かな下層植生のある森林



自然林 5,000ha (5,000ha)

- ・除地協定締結により施業対象外へ
- ・造林木の大半が枯損→広葉樹林の形成



※括弧書きは分収育林地を 含む面積

①伐採林が含まれる契約地は、民間活力を活用しながら、木材生産機能に加え公益的機能発揮のため、保育林、自然林を含めた3区分の一体管理を実施②伐採林を含まない契約地は、公益的機能を維持するため、公的管理による必要最低限の施業を実施

<想定される新たな森林管理スキーム(案)>

市町有 林	解約のうえ市町管理に移行		
市町有	伐採林を含む 契約地	解約のうえ林業事業 体等の管理に移行	
林以外	伐採林を含まない 契約地	解約のうえ市町等管 理に移行	

- ③市町等に管理主体を委ねる際は、その理解・協力が 前提となり、受入れやすい環境整備が必要
- ④新たな管理主体が見つからない場合も考えられ、県 関与も含めた検討が引き続き必要
- ⑤機構職員が培ってきた分収造林地の経験や知識等が、 将来にわたって適切に受け継がれることが必要

基本的な 考え方

伐採林→民間活力による林業経営

保育林→公的管理による公益的機能の発揮

自然林→巡視等による最低限の管理

一体的な森林 管理が必要



論点①

確実かつ長期的に**公益的機能を維持** するための森林整備手法の検討が必要 新たな管理主体への円滑な移行 に向けた支援施策の検討が必要 論点②

Ⅱ-2【論点1】 公益的機能を維持するための森林整備手法

(1) 森林施策体系と分収林地における森林区分の位置づけ



Ⅱ-3【論点2】新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

(1) 報告書提言に基づく新たな管理主体

一体的管理が可能な管理主体

伐採林を含まない契約地 (876契約、13千ha)





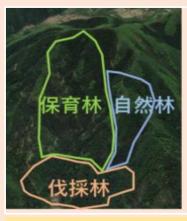


新たな管理主体(報告書提言) **市町**

(1) 森林整備に関する業務

- ・森林環境譲与税を活用した市町単独事業
- ・市町村森林整備計画の策定
- ・伐採および伐採後の造林の届出等の制度等

伐採林を含む契約地 (377契約地、9千ha)







新たな管理主体(報告書提言) **林業事業体**

(1) 森林組合(17組合)

事業区域として県内森林面積の65%をカバー する森林整備の中心的な団体

・林業就業者の44%、335人を雇用

(2) 素材生産事業者(101社)

原木生産等を請け負う民間事業体

・21社が「意欲と能力のある林業経営体」として登録されており、地域林業の一翼を担う



Ⅱ-3【論点2】新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

(2)市町・林業事業体が管理を行ううえでの課題

一体的、永続的な 管理が必要

主な森林所有者の意見=自ら管理することは困難

「高齢化・過疎化が進む中、地元が管理することは困難」 「管理をしてくれる者がいないと防災上の懸念がある|

伐採林を含まない契約地

公的な管理を希望

(林業事業体による管理が困難等)

伐採林を含む契約地

林業事業体への経営委託を希望

1 管理主体:市町

2 活用制度:森林経営管理制度(森林経営管理法)

3 メリット

・ 市町による長期的な管理が可能

4 問題点

- ・ 森林の専門職員がおらず、財源も限られる中で、 管理制度の運用業務が増大
 - ⇒ 市町が新たな森林管理を受け入れにくい状況

1 管理主体: 林業事業体

2 活用制度:森林経営計画制度(森林法)

3 メリット

所有者、事業体の柔軟な経営活動が可能

4 問題点

- ・ 林業事業体は一定の利益の確保を優先せざるを得 ない
 - ⇒ 保育林を含めた一体管理が不十分となる懸念

市町への森林管理業務支援が必要

課題

保育林の整備を促す支援が必要

Hyogo Prefecture

III 新たな森林管理スキームへの移行

Ⅲ-1 基本的な考え方

森林経営計画制度と森林経営管理制度を2軸とした人工林管理への移行

分収林制度(事実上破綻)→ 契約期間満了(2031~2091)で終了

管理主体:機構

市町・林業事業体による管理の根拠となる制度

森林経営管理制度

管理主体:市町 推進支援:県・機構

対象森林:主に保育林

(1) 制度概要

森林所有者自らが森林管理を行うこと(林業事業体への委託を含む)ができない場合、市町が森林管理の委託を受ける制度(根拠:森林経営管理法)

> 計画作成、調査 設計·積算·発注等 県支援

整備の実施

(2) 計画の概要

・間伐、主伐等の長期にわたる森林整備計画 (計画期間:制限なし)

【課題】市町への森林管理業務支援が必要

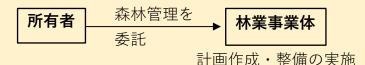
森林経営計画制度

管理主体:林業事業体 推進支援:県・機構

対象森林:主に伐採林を含む森林

(1) 制度概要

森林所有者から経営の委託を受けた林業事業体が、 合理的な森林経営計画を作成し、市町長の認定を受けて 整備を進める制度(根拠:森林法)



(2) 計画の概要

- ・40年以上先を見据えた森林経営の基本方針を作成
- ・間伐・主伐等の森林整備計画(計画期間:5年間)

7

Ⅲ-2「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」でのご意見

8

(1) 森林整備

工		ᆇ	_
2		囯	
女	炅	心心。	フレ

ゾーニング・整備方針・手法

- 1 大面積では、ゾーニングにより整備箇所を絞った集中的な整備が必要
- 2 公益的機能の中のどの機能を発揮させるのかによって目標林型が変わる。その場所の気候、地形、土壌に適した樹種選択が必要
- 3 強度間伐した箇所で流木や土砂災害等が発生しないように注意すること

提言1-1へ

提言1-2へ

保育林の目標林型

- 4 水土保全以外の森林機能を目標とすることも検討すべき。場所により優先される機能がある(例 民家に近い場所では里山林機能、奥地では炭素固定機能)
- 5 環境に合わせて落葉樹だけでなく常緑樹の育成も検討すべき
- 6 目標林型の達成に必要な樹種について、幅広な樹種、整備方法で検討してほしい

提言1-1へ

モニタリング・検証・改善

- 8 シカ生息地での針広混交林化は成功事例が少ないため、様々なチャレンジのう え、モニタリングや検証が必要
- 9 今回の試みは前例がないもの。低コスト化を目指して新しい試みをする必要があるが、安全性を担保するためにシミュレーションとモニタリングが必要
- 10 今のひょうご農林機構のような現場をよく知った人がモニタリングを行い、結果をフィードバックする体制が望ましい

提言1-1へ

提言1-2へ

提言1-1 目標林型を定めたゾーニングが必要

提言1-2 ゾーニングに基づいた森林整備を進めていくことが必要

Ⅲ-2「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」でのご意見

9

(2) 市町等による森林管理

委員ご意見

マンパワー支援

- 11 現状では、多くの市町で森林管理は受入は困難ではないか。経営管理法は所有者が管理できない森林を市町が最低限の管理する最終手段と認識している。
- 12 机を並べて一緒に仕事ができるぐらいの人材確保が必要。財源は譲与税が考えられる。
- 13 市町に森林整備を進める人材がない、森林管理のワンストップ組織の役割に期待したいが、これにより市町の業務が増えることがないようにしてほしい。
- 14 人件費等への支援施策を検討してほしい。

人材・担い手の育成

- 15 市町職員OBや森林ボランティアを森林管理を担える人材として育成してはどうか。
- 16 手入れが必要な山もたくさんあり、労働力が足りない状況なため、担い手の育成も必要
- 17 過疎化の中で現場で働く人材、組織の維持が課題

県民の理解醸成

- 18 脱化石燃料化や少子高齢化、地域の過疎化等が進む中で、めざす森林の姿や県民がどう森林と接していくかを考える良い機会として活かすべき
- 19 県民の森林整備への関心を高め、参画につなげるため、大学等教育機関との連携が重要
- 20 地球温暖化や炭素固定、SDG s という点にも触れて都市住民にも関心を持ってもらえるようにすべき

提言2へ

提言3-1へ

提言3-2へ

- 提言2 市町業務を担う森林管理のノウハウを持った人材の確保が必要
- 提言3-1 森林管理・森林整備を担う人材の育成が必要
- 提言3-2 県民の理解醸成を進める必要

Ⅲ-3 【支援施策①】公益的機能を維持するための森林整備手法

10

提言1-1 目標林型を定めたゾーニングが必要 提言1-2 ゾーニングに基づいた森林整備を進めていくことが必要

<施策の方向性>保育林の目標林型として針広混交林へ誘導するための施策を県が新設

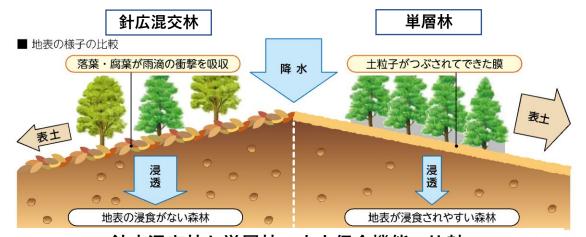
(1)森林整備方針

- ・重視する森林機能:水土保全機能(土砂流出防備・保水等)を基本に、地域特性や現地の状況を踏まえ、生物 多様性保全や地球環境保全(吸収源対策)などの公益的機能や花粉発生源対策も重視
- ・**目標林型** : 針広混交林を基本に、過去の知見や将来の気候変動に留意して具体的な目標林型を決定する。 針葉樹と広葉樹で構成される複数樹種の森林。<u>スギやヒノキの単層林に比べ以下の点に優れる</u>。
 - <水土保全機能が高い>

広葉樹の生育・侵入により、単層林に比べ樹齢・樹高が多様で、低木や草本等の下層植生が豊かになり、 張り巡らされた根系で土壌の浸食や崩壊を防ぐ機能、保水力が高い。

<管理コストが低い>

倒れにくく気象害を受けにくい。また、同じ樹種が近接しないため病虫害を受けにくく、管理が低コスト。



針広混交林と単層林の水土保全機能の比較 ※ (公社) おかやまの森整備公社資料抜粋

Ⅲ-3【支援施策①】公益的機能を維持するための森林整備手法

(2)森林整備手法

ゾーニングによる保育林整備 (参考 下図)

保育林は大面積に及ぶことから、地形や林況を踏まえた<u>ゾーニングに基づく効果的かつ低コストな整備</u>を実施

- → 植栽して早期かつ確実に混交林化すべき区域(下記ゾーンA)
- → 自然力を活かし中長期的に混交林化をめざす区域(下記ゾーンB,C)



Ⅲ-4 【支援施策②】新たな管理主体への円滑な移行

提言2 市町業務を担う森林管理のノウハウを持った人材の確保が必要

<施策の方向性> 市町の森林管理業務を県が支援

- ✓ 農林機構職員の知識・経験を活かし、森林経営管理制度をワンストップで受託 できる組織を設置
- ✔ 解約後の森林管理をモデルとしてすすめ、将来的には県下人工林に波及

内容(案)

- ・市町から、森林整備事業の実施に係る調査・計画・設計積算・発注等を受託
- ・ひょうご農林機構の知識・経験・ノウハウを活用

森林管理ノウハウを活かして市町業務をワンストップで受託

森林の管理を引き受けたものの・・・



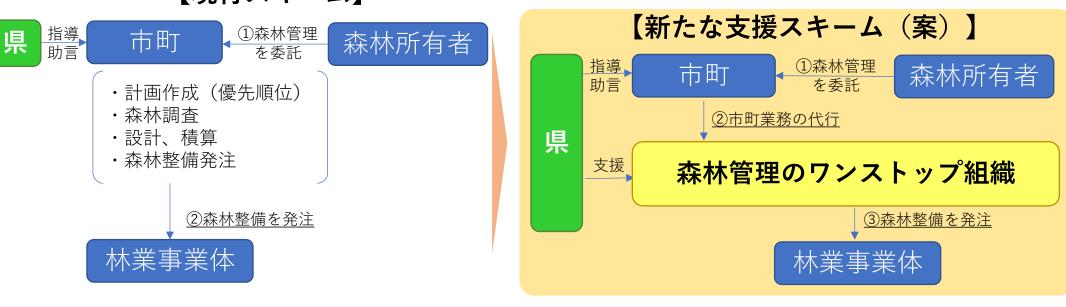
- ・山がどこにあるのか分からない...
- ・どの山から整備したらよいのか...
- ・この山はどのような整備をするべきなのか...
- ・設計、発注するにも方法が分からない...
- ・そもそも人手がいない...

Ⅲ-4 【支援施策②】新たな管理主体への円滑な移行



森林経営管理制度に対する県支援を強化

【現行スキーム】



<ひょうご農林機構の森林管理ノウハウの活用>

- ・「災害に強い森づくり事業」等の実施主体として培ってきた**整備計画作成や設計・積算等** の実施能力
- ・分収林事業に取り組む中で、**現地の森林の状況に精通**していることに加え、**森林所有者から の信頼**も構築

<ひょうご森づくりサポートセンターの活用>

- ・令和元年から森林環境譲与税の活用(森林経営管理制度の運用・木材利用等の普及)について、 市町からの相談窓口をひょうご森林林業協同組合連合会に設置
- ・意向調査や集積計画作成等の森林経営管理制度の運用能力が高い

Ⅲ-5 その他 取り組むべき課題

提言3-1 森林管理・森林整備を担う人材の育成が必要

<施策の方向性>既存施策のさらなる活用と中長期的なビジョンによる人材育成の検討。

既存施策を活用し、森林管理や森林整備の担い手の育成を図るとともに、次期「ひょうご農 林水産ビジョン」 (R8年3月策定予定) 策定作業の中で人材育成の中長期的な戦略を検討

●既存施策の活用例

事業名	内容	活用例
森と木を活かす行政能力向上セミナー	森林大学校による、林野庁、県、ひょう ご森づくりサポートセンター、先進自治体等が 講師となった、森林林業関係の各種研修	市町OBや森林ボランティアの 参画を促し、市町職員をサ ポートする人材を養成する。
雇用管理研修、林業災害防止 研修	営林労働緑化基金による、経営者、役員 等を対象とした研修	魅力ある事業体を育成し、労 働力の確保を図る。
リモートセンシング 技術養成研修、路網作設スキルアップ研修など	森林大学校による林業技術者を対象とした技術向上研修(作業道開設技術、架線 技術等)	林業技術者の技術レベルアップを通じ、業務の効率化を図る。
森林ボランティア講座	広葉樹除間伐、人工林間伐、木工クラフト等の研修 ※チェーンソー等の動力機は使用せず	ボランティアの裾野を広げる とともに、簡易作業の担い手 育成を図る。

提言3-2 県民の理解醸成を進める必要

<施策の方向性> 森林への県民理解を深めるための積極的な啓発活動や教育機関と の連携の実施

①啓発イベントの場を活用した啓発

・森林との関わりが希薄な都市住民へ啓発に取り 組む。

(例 ひょうご里山フェスタ、ひょうご木材 フェア等の県民向けイベントでの啓発)

②教育機関との連携

・大学等の教育機関と連携し、学生の意識を高めるとともに将来的な森林管理・整備活動への参画を促す。

(例 大学等における出前講座の実施)

<針広混交林による森林機能の発揮>

・針広混交林化により、国民が期待する森林の機能(温暖化防止、水土保全、大気浄化、保健、野生動植物物の生息の場)が発揮されることや **SDGsの推進に繋がる**ことを検証結果も交えて 伝える。



出展:内閣府「森林と生活に関する世論調査」等

